



Title	解除の法的構成と原状回復（1）
Author(s)	中村，瑞穂
Citation	阪大法学．2024，74(2)，p. 73-98
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/97622
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

解除の法的構成と原状回復（1）

中 村 瑞 穂

第1章 はじめに

第1節 問題の所在

第1 解除の法的構成に関する議論の概要

第2 無効の効果としての原状回復と解除の法的構成

第3 本稿の問題意識と検討課題

第2節 検討の方法と対象（以上、本号）

第2章 解除の法的構成に関する従前の議論

第3章 本稿の課題についての検討

第1章 はじめに

第1節 問題の所在

契約が債務不履行を理由として解除された場合、その効果として、各当事者は原状回復義務を負う（民法（以下、省略）545条1項）。このような効果が生じることを理論的にどのように説明すべきかについては、解除の法的構成、法律構成あるいは法的性質（以下、「解除の法的構成」とする）の問題として議論がされてきた。もっとも、以下でみるとおり、そこでの見解の違いは、少なくとも、当事者間の法律関係における具体的な問題の解決にとっては意味をもっておらず、解除の法的構成に関する議論自体に対しても、消極的な評価がされる傾向にある。

しかし、——同様に、契約の清算として、原状回復関係をもたらず——無効の効果との関係で解除の効果を捉えた場合には、その法的構成については再検討の必要があるのではないか。本稿は、このような問題意識から、解除の法的

構成の問題に取り組むものである。

第1 解除の法的構成に関する議論の概要

このように無効の効果との関係で解除の法的構成の問題を捉えようとする前提として、まずは、解除の法的構成についてなされてきた議論の概要を確認しておこう。

1 解除の法的構成とは

(1) 遡及的構成と非遡及的構成

解除の法的構成についての見解の対立は、解除によって契約が遡及的に消滅すると考えるかどうかという点がもっとも大きな立場の分かれ目となっている（以下、それぞれ、「遡及的構成」と「非遡及的構成」とする）。解除によって、契約が遡及的に消滅するという考え方が「直接効果説」であり、それによれば、未履行給付について履行義務を免れることも、既履行給付について返還が必要とされることも、このような契約（債務）の遡及的消滅の結果であるとされる。これに対し、非遡及的構成に立つものとしては、いくつかの考え方が示されてきたが、そのうち、解除によって、契約上の債権関係が原状回復を内容とする債権関係に変形する⁽¹⁾との考え方（「原契約変容説」）が有力になっている。

(2) 解除の法的構成と解除の諸効果

このような解除の法的構成についての立場の違いにより、一般に、解除によって生ずる諸効果⁽²⁾に対する理論的な説明は以下のように異なることになる。

(a) 原状回復義務

まず、解除にもとづく（既履行給付の）原状回復義務の性質は、直接効果説の立場からは、不当利得返還義務であるとされる。契約が遡及的に消滅すると解する以上、既履行給付は、法律上の原因なく取得されていたこととなり、不当利得として返還されなければならない。解除にもとづく原状回復の規定（545条1項）は、不当利得返還義務（703条以下）に関する特則であるとされる。これに対し、非遡及的構成の立場からは、給付の取得についての法律上の原因は失われず、不当利得ではないことになる。原契約変容説によれば、原状回復義務は、変形した契約上の義務であることになる。

（b）物権変動等（処分的効果）

次に、契約にもとづく物権変動等（処分的効果）に対し、解除によってどのような影響が生ずるとみるかについても異なることになる（以下、物を対象とする売買契約の場合を念頭において説明する）。解除によって物権変動にどのような影響が生ずるとみるかは、物権行為の独自性の有無についての一般的な立場（独自性を否定する立場）を前提とすると、解除によって契約が遡及的に消滅すると考えるかどうかによって異なることになる。直接効果説の立場からは、目的物の所有権は当初から売主のもとにとどまっていたと解されるのに対し、非遡及的構成の立場からは、契約によって所有権が買主のもとに移転したことは否定されず、買主に移転していた所有権が解除によって売主のもとに復帰すると解されることになる。

（c）損害賠償

さらに、解除の効果それ自体ではないが、解除に伴う効果の問題として、契約を解除したうえで履行利益賠償を請求することが認められるかが問題となる。この問題は、545条4項の解釈論となるが、いずれの立場から、履行利益賠償が認められるべきことにほぼ争いはなく、このような結論をどのように説明するかが異なることになる。直接効果説の立場からは、契約が遡及的に消滅することになる以上、本来であれば、信頼利益賠償が認められるにとどまるところ、債権者保護のために、解除の遡及効が制限され、履行利益賠償が認められると説明される。これに対し、非遡及的構成の立場からは、契約の存在は否定されないため、履行利益賠償が認められることに特段の理論上の問題はないことになる。

（３）判例・学説の立場

以上のような解除の法的構成の問題について、（伝統的）通説は直接効果説の立場であり、判例もその立場に立つと考えられている。

これに対し、学説では、近年は、（通説であるとされている）直接効果説に対する批判も強く、原契約変容説が有力な考え方であると評価されている。

２ 解除によって生ずる具体的問題と解除の法的構成

以上のとおり、解除の法的構成についての立場の違いは、解除によって生ず

る諸効果に対し、理論的な説明の違いをもたらしている。これに対し、解除によって生ずる具体的な問題の解決にとっては、法的構成はどのような意味をもっているのか。ここでは、解除の結果として、第三者との間の法律関係が問題となる場面と、契約当事者間の法律関係が問題となる場面とに分けて確認していく。

(1) 第三者との間の法律関係

まず、第三者との間の法律関係が問題となる場面、すなわち、目的物について利害関係を有するに至った第三者との間の関係が問題となる場面においては、解除の法的構成は、結論を導くうえで一定の役割を担っている（ここでも、物を対象とする売買契約を念頭においたうえで、買主の債務不履行を理由として契約が解除され、目的物について買主との間で取引関係に入った第三者と売主との間の法律関係が問題となる場面を例として説明する）。

(a) 物権変動と対第三者関係

この問題に関する一般的な説明によれば、⁽⁶⁾ 第三者との間の法律関係を考える際には、まず、契約にもとづく物権変動に対し、解除によってどのような影響が生ずるとみるかという点が問題となる。この点は、上記のとおり、解除によって契約が遡及的に消滅すると考えるかどうかによって、目的物の所有権が売主のもとにとどまっていたと解するか（直接効果説）、（契約によって買主のもとに移転していた）所有権が解除によって売主のもとに復帰すると解するか（非遡及的構成）に分かれることになる（1（2）(b)）。

このような物権変動のあり方についてのそれぞれの見方を前提とすると、ここの第三者は、直接効果説の立場からは、無権利者からの転得者であったことになる。これに対し、非遡及的構成の立場からは、買主が権利者であったことは否定されず、買主から転得者への物権変動と、買主から解除者（売主）への復帰的物権変動とが観念されることになる。両者の間は対抗関係であることになる。

以上のような基本的な考え方を前提とし、それぞれの立場から、545条1項ただし書や177条等の規定のもとで、解除者と第三者との間の法律関係の問題が扱われることになる。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

（b）対第三者関係における法的構成の意味と限界

もちろん、対第三者関係の問題については、以上のような考え方とは異なる観点から解決がなされるべきであるとの見解も有力に主張されている⁽⁹⁾。また、上記のようにして解除の法的構成と物権変動のあり方（第三者の法的地位）との間に対応関係を認める考え方においても、必ずしも、法的構成についての立場から演繹的な推論のみによって結論が導かれているわけではない⁽¹⁰⁾。さらに、解除の法的構成に関する議論それ自体に対して消極的な見方がされる場合には（下記３を参照）、このような論理に依拠して問題を処理することに対しても消極的な評価がされることになる。

もっとも、一般的な説明がされる際には、上記のとおり、解除の法的構成と物権変動のあり方（第三者の法的地位）との間に対応関係を認めることを前提として、第三者との間の問題が処理されている。現在においても、第三者との間の具体的な法律関係が問題となる場面においては、解除の法的構成には、結論を導くうえで一定の意味が認められている。

（２）当事者間の法律関係

これに対し、当事者間での具体的な法律関係が問題となる場面では、少なくとも現在の学説の議論では、解除の法的構成は、結論を導くうえでの意味を有していない。

（a）原状回復

まず、当事者間の法律関係として、原状回復が問題となる場面から確認しておく。

原状回復義務の性質は、解除の法的構成についての考え方の違いによって、不当利得であるかどうか異なることになる（１（２）（a））。他方で、原状回復の具体的内容としては、主として、給付された原物の返還、利息・果実（使用利益）⁽¹¹⁾の返還（545条２項・３項）が挙げられ、さらに、原物（又は果実）の返還が不能である場合には、その価額の償還が問題となる。

このように、原状回復の具体的内容としては複数の事項が問題になり、それらに関する原状回復請求権の法的性質は、解除の法的構成についての考え方によって異なることになる。しかし、少なくとも現在では、いずれの事項が問題

になる場面においても、一般的には、解除の法的構成には言及されることなく結論が導かれている。⁽¹²⁾

(b) 損害賠償

また、上記のとおり、契約を解除したうえで損害賠償を請求する場合には、損害賠償の内容が問題となるが、ここでも、解除の法的構成は具体的な結論を導くうえでの意味は有していない（1（2）（c））。

3 解除の法的構成に関する議論に対する評価

以上のとおり、解除の法的構成は、第三者との間の法律関係が問題となる場面では、結論を導くうえで一定の意味を認められているものの、当事者間の法律関係が問題となる場面では、そのような意味を有していない。

そのうえで、このような解除の法的構成に関する議論に対しては、日本法のもとではこの議論の意義は大きくなく、具体的な種々の問題について妥当な解決を考えることが重要であるとして、消極的な評価をする見方が示されてきた。⁽¹³⁾ 他方で、将来の未知の問題に対する解決の手がかりを提供するためには、解除の効果を理論的にどのように解すべきかは重要である、あるいは、個々の具体的な問題についての検討が行われるだけではなく、解除の効果の構造と全体像を明らかにする作業が必要である等として、積極的に評価する見方も示されていた。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾

もっとも、現在における全体的な議論状況をみれば、解除の法的構成に関する議論に対しては、限定的・消極的な評価がされる傾向にある。⁽¹⁶⁾

第2 無効の効果としての原状回復と解除の法的構成

以上のように、解除の法的構成に関する議論に対しては、現在では、消極的な評価がされる傾向にある。また、いずれにしても、当事者間の具体的な法律関係が問題となる場面では、解除の法的構成は、結論を導くうえでの意味を有していない。

しかし、解除の効果、とりわけ、その直接的・中心的な効果である原状回復関係については、解除の問題を単独で捉えるのではなく、以下でみていくとおり、——解除と同様、契約の清算として、原状回復関係をもたらす——無効の効果との関係で捉える必要がある。このように無効の効果との関係で解除の効

果の問題を捉えた場合、解除の法的構成は、どのように考えられてきたのだろうか。

1 無効の効果との関係で解除の効果を捉えた場合における問題の所在

そのような観点から解除の法的構成がどのように考えられてきたかということとをみていく前提として、まずは、解除の効果と無効の効果とがどのような関係にあるかということと、そのような関係性を前提にすれば、解除の法的構成はどのようにして問題となりうるかということを確認していこう。

（1）解除の効果と無効の効果との間の関係性

——契約の清算と原状回復に関する共通ルール

解除の効果と無効の効果とは、以下のような類型論の展開及び債権法改正を経て、原状回復に関して一定の共通するルールの存在が認められるという関係にある。

（a）類型論の展開

まず、1960年代以降、不当利得法分野における類型論（利得に法律上の原因がないことの理由（利得の保持を正当化する根拠）に応じて、問題となる場面を類型化し、各場面に適合的な法理を形成しようとする考え方）の展開により、無効の効果である原状回復については、給付利得の問題として、解除の効果である原状回復との間の連続性を意識して議論がされてきた。

そこでは、両者はいずれも契約の清算の問題であるとして、解釈論上、その具体的なルールにも一定の共通性が認められてきた。

（b）債権法改正と現行法の状況

そのような両者の間のルールの共通性は、2017年の債権法改正（「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）による改正）を経て、現在では、制定法上も一定の根拠をもつに至っている。

まず、債権法改正のための審議として、法制審議会民法（債権関係）部会（以下、「民法（債権関係）部会」とする）で行われた議論の際にも、（類型論の展開を前提として）両者のルールの間には原則として共通性が認められるべきであるとの考え方が示されていた⁽¹⁸⁾。そのうえで、条文上も、一定の共通する具体的なルールを設けることが提案されていた⁽¹⁹⁾。すなわち、無効及び解除の両

場面について、既履行給付の返還として、「その給付を受けたもの及びそれから生じた果実を返還しなければならない」こと、それらの返還をすることができないときには、「その価額」の「償還」をしなければならないこと（以下、このような義務を「価額償還義務」とする⁽²¹⁾）、但し、有償契約以外の法律行為の場合（贈与契約等の場合）において、一定の要件をみたすときには、価額償還義務は認められず、現存利益の返還で足りることを定めた規定の新設が提案されていた⁽²²⁾。

その後、無効についても解除についても、上記のような具体的な規定は設けられないこととなったが、改正によって、無効の効果についての規定が新設されている（121条の2）。そこでは、無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、「相手方を原状に復させる義務」（「原状回復義務」）を負う旨が規定されている一方で（同条第1項）、無償行為の場合には、一定の要件をみたす限り、現存利益の返還で足りる旨が定められている（同条2項）。このような原状回復義務は、原物の返還義務及びそれが不能である場合についての価額償還義務を包含するものであり、双務有償契約の場合には、原則として価額償還義務が認められる（現存利益の返還では足りない）ということが、これらの規定の解釈として導かれている⁽²³⁾。解除の場合にも同様に、価額償還義務は原状回復義務（545条1項）の解釈によって認められ、（少なくとも）双務有償契約の場合において原物返還が不能であるときには、原則としてその義務が認められることになる⁽²⁴⁾と考えられる。

このように、現行法のもとでは、解除の場面だけでなく、無効の場面においても、当事者が原状回復義務を負うことが明文で規定されている。このような規定のもとで、両者の間には、一定の共通するルールが存在が認められている（もちろん、そこでは、完全に共通するルールが目指されているわけではなく、各清算原因に応じた違いが認められるべきことは当然の前提とされている。しかし、上記のとおり、少なくとも双務有償契約の場合においては、原則としてのルールに共通性が認められているということができる）。

（２）解除の法的構成がどのようにして問題となりうるか

——原状回復に関する共通ルールと解除の法的構成

以上のように、無効の場面と解除の場面についての原状回復関係には、契約の清算という問題状況の共通性から、一定の共通するルールが妥当すべきであるとされてきた。それでは、そのような原状回復の具体的ルールの共通性を前提とした場合、解除の法的構成はどのようにして問題になりうるのだろうか。

まず、両者の原状回復に関する具体的ルールが一定の共通性を有しているということに対しては、原状回復義務の性質（法的性質）がどのようににかかわっているかということが問題となりうる。他方で、解除にもとづく原状回復義務の性質がどのように解されるかは、解除の法的構成についての立場の違いによって異なっていた（第１の１（２）（a））。したがって、原状回復に関する具体的ルールと原状回復義務の性質とのかかわり方によっては、解除の法的構成が意味をもちうるのではないかということがここでの問題である。

２ 共通ルールの形成と解除の法的構成に対する見方

以下では、そのような無効の効果との間での共通ルールの形成を前提として、解除の法的構成がどのように考えられてきたかをみていく。具体的には、この問題について現在の一般的な考え方といえる見方につながる議論を確認するという目的から、まず、債権法改正の際の議論状況とその前提になっていたとみられる改正前の議論を確認したうえで（下記３）、現行法のもとでの議論状況（下記４）をみていくこととする。

３ 無効の効果との関係で捉えた場合における解除の法的構成に対する見方

——債権法改正をめぐる議論

それでは、まず、債権法改正をめぐる議論から確認しておこう。ここでは、上記のとおり、債権法改正の際に、解除の法的構成について示されていた考え方を確認したうえで（下記（１））、その前提になっていたとみられる改正前の有力な考え方を紹介する（（２））。

（１）債権法改正の際に示されていた見方

債権法改正の際には、解除の法的構成の問題は、（無効の効果との間で共通するルールを設けようとする際ではなく）解除の効果についての明文化の要否

という論点にかかわる形で現れることになった。以下では、その内容と審議過程をみていこう。

(a) 関連論点としての問題提起

まず、民法（債権関係）部会において、解除の効果に関する論点の一つとして、契約が解除された場合に、履行請求ができなくなることを明文化すべきかという問題が扱われることとなった。すなわち、解除の効果として、既履行債務について原状回復義務が生ずることには明文の規定が存在するが（改正前545条1項（現行法と同様））、未履行債務について履行請求ができなくなることは規定されておらず、新たに規定を設けることが考えられる。その際、仮にこのような規定を設けるとして、「解除の法的性質」（本稿における「解除の法的構成」に対応）⁽²⁵⁾についての立場を条文上明らかにするべきかという問題が関連論点として取り上げられた。この問題については、次の二つの考え方が示されたうえで、下記のような説明がされていた。

(ア) 直接効果説を条文上明らかにするという考え方

まず、ありうる考え方として、「立法に当たり、判例法理を明文化する観点から、判例が採用する直接効果説の内容を条文上明らかにするという考え方」⁽²⁶⁾が示されていた。

(イ) 条文においてどの学説を採用するかを明らかにする必要性はないという考え方

これに対し、「学説上の対立は、理論的な説明の問題にすぎず、いずれの学説によっても契約解除の基本的な効果である前記①②〔未履行債務について履行請求ができなくなることと既履行債務について原状回復義務を負うこと〕が認められることに変わりはない以上、条文においてどの学説を採用するかを明らかにする必要性はないという考え方もあり得る」とされたうえで、その理由として、未履行債務、既履行債務のそれぞれの場面に応じ、次のような説明がされていた。

それによれば、まず、「学説の対立は、未履行債務については、履行請求できなくなることの法律構成の説明に違いが生じるにすぎ」ない。

他方で、「既履行債務に関する原状回復義務については、従来は、直接効果（阪大法学）74（2・82） 416〔2024.7〕

説によれば一般不当利得請求権と性格付けられるのに対し、間接効果説・折衷説・変容説によれば契約は消滅せず、従来の契約関係に基礎を置いた原状回復請求権が新たに生じることになるため、後者によれば原状回復の在り方について従来の契約関係を反映させられるメリットがあるとされてきたが、この点についても、近時、不当利得制度において、外形上有効な契約関係に基づき移転した財貨を、契約の無効・取消・解除により取り戻すという給付利得類型と、外形的にも契約関係にない当事者間における利得の返還という侵害利得類型に分類した上、前者については、利得原因となる原契約関係を不当利得関係に反映させる解釈が定着しつつある。そのため、立法のレベルで、解除の効果に関する学説のいずれかを採用する実益も乏しいとの指摘がある。このような観点から、現行法下の解除の効果に関する解釈論自体にも多くの意義を認めない見解も示されている⁽²⁷⁾。このように、ここに、無効の効果との関係で捉えた場合における解除の法的構成についての見方が示されていた。

（b）民法（債権関係）部会における議論

以上のような解除の法的構成を条文上明らかにするべきかという問題（関連論点）に対し、民法（債権関係）部会では、後者の考え方（条文においてどの学説を採用するかを明らかにする必要性はないとの考え方）が支持された⁽²⁸⁾。ここでは、解除の法的構成は立法で明らかにすべき問題ではなく、学説に委ねるべき問題であるとの考え方が示されていた⁽²⁹⁾。

もっとも、その説明の際に示されていた解除の法的構成に対する見方（（a）

（イ）第３段落）については、部会場で議論がされることはなかった。

（c）民法（債権関係）部会における基本的立場

このように、民法（債権関係）部会においては、無効の効果との関係で捉えた場合に解除の法的構成をどのように考えるかという問題について、実際に議論がされたわけではない。他方で、この点について示されていた上記の見方に対して異論が述べられたわけではなく、少なくとも、このような見方は、特段の問題のないものとして受け入れられていたとみることができる。

（２）債権法改正の際の前提となった改正前の有力な見方

以上のとおり、民法（債権関係）部会では、無効の効果との関係で捉えた場

合における解除の法的構成への見方として、関連論点の説明中で示された見方が受け入れられていたといえる。その見方とは、従来は、非遡及的構成によることに「メリット」があったが、近時、そのメリットは失われたとする見方であったとすることができる。そして、そのようなメリットが失われた理由として、類型論（そのうち、給付利得に関する議論）の展開（従来は、「原状回復の在り方について従前の契約関係を反映させ」るためには、非遡及的構成による必要があったのに対し、近時は、給付利得に関する議論の進展により、契約が無効である場合においても、「原契約関係を不当利得関係に反映させる解釈が定着しつつある」こと）が挙げられていた（（1）（a）（イ）第三段落）。

ここでは、類型論の展開によって、無効の効果との関係で捉えた場合において、解除の法的構成には有意な意味は失われたとの見方がされている（それゆえ、立法の際にも法的構成を明らかにする「実益も乏し」く、「解除の効果に関する解釈論自体にも多くの意義」が認められない⁽³⁰⁾）。

このような見方は、債権法改正前、類型論が展開する中で、そこでの無効の効果との間で解除の効果捉えた場合において、解除の法的構成について示されていた考え方⁽³¹⁾のうち、有力な見方を前提にしたものであるとみられる。以下では、このような有力な考え方についてみていこう。

（a）類型論の展開前の法状況

この考え方を理解するためには、類型論が展開される前の法状況から確認しておく必要がある。

（ア）直接効果説の立場からの帰結

まず、解除の法的構成について直接効果説の立場に立つ場合には、解除にもとづく原状回復関係は、不当利得の返還に関する法律関係であることになる。しかし、不当利得法理は、必ずしも契約の清算に適合的であるとは限らない。

たとえば、受領した目的物の滅失等、原物の返還が不能である場合、不当利得の一般法理（703条）によれば、給付の受領者が善意である限り、現存利益の返還で足りることになる。しかし、このような一方的な免責は、双務有償契約の場合には、契約の清算法理として適したものであるとはいえない^{(32)/(33)}。

（イ）非遡及的構成の立場からの解決

これに対し、非遡及的構成の立場からは、解除によっても契約が遡及的に消滅するわけではなく、不当利得は問題とならない。そのうち、原契約変容説の考え方を確認しておく、契約上の債権関係が原状回復の債権関係へと変形するとされていた。そのうえで、原状回復の債権関係は、原契約の債権関係と同一性をたもち、その延長であるとして、「有償契約としての性格を維持」し、「有償契約的原理としての諸規範原理」が適用されることになるとされる。⁽³⁴⁾このような諸規範原理の適用（契約法理の趣旨の反映）によって、契約の清算に適合的な解決がされることになる。

たとえば、双務有償契約の場合において原物返還が不能であるときには、給付と反対給付の等価交換的バランスの維持のために、価額償還がなされるべきである⁽³⁵⁾とされる。このような解決は、この場面における本来の双務有償契約規範原理（契約法理）である危険負担法理（536条）を解除の場面の特性に応じて修正したもの⁽³⁶⁾と位置づけられている⁽³⁷⁾。このようにして、原物返還が不能であることの危険は、債務者（原状回復義務の債務者）が負担すべきであるとされ、原則として、価額償還義務が認められる（双方的な返還が実現される）ことになる。

（b）類型論の展開後の法状況

（ア）給付利得に関する議論

以上に対し、1960年代以降、類型論の展開により、契約が無効である場合の不当利得（給付利得）法理として、契約の清算に適合的なルールを形成すべきであると考えられるようになった。そこでは、無効の場面が、解除と同様、契約の清算の問題であることが意識され、契約法理の趣旨が反映されている⁽³⁸⁾。

たとえば、原物返還が不能である場合には、ここでも、危険負担法理（536条）の趣旨を反映した解決がされている。契約が無効である場面においても、危険は債務者が負担すべきこととなり、双務有償契約の場合には、現存利益の返還（703条）では足りず、原則として価額償還義務が認められる⁽³⁹⁾（双方的な返還が実現される）ことになる。

(イ) 給付利得に関する議論と解除の効果

このような不当利得（給付利得）に関する議論の展開を前提とすれば、仮に直接効果説の立場に立ち、その原状回復関係を不当利得の返還関係であるとみるとしても、そこで妥当すべき不当利得法理は、給付利得の法理であることになる。⁽⁴⁰⁾ 原物返還が不能である場合には、危険負担法理（536条）の趣旨を反映した解決がされることになる。

(ウ) 解除の法的構成についての対立・態度決定の必要性の解消

このように、ここでは、解除の法的構成についていずれの立場に立ったとしても、契約法理の趣旨を反映した解決がされることになる。それにより、解除の法的構成についての学説の対立は「解消」され、⁽⁴¹⁾ いずれの立場に立つかについての「態度決定」を示す必要はなくなったと⁽⁴²⁾考えられている。

(3) 小括

以上が、解除の法的構成について、債権法改正の際に前提とされていたとみられる考え方の概要である。ここでの問題は、解除の効果と無効の効果としての原状回復関係に妥当するルール⁽⁴³⁾の共通性に対して原状回復義務の性質がどのようにかかわっているのか、そのかかわり方によっては、解除の法的構成が意味をもちうるのではないかということであった（第2の1（2））。この点について、ここで示されていたのは、類型論の展開によって、原状回復義務の性質にかかわらず、両者の間には共通のルールが妥当することになっているのであるから、解除の法的構成に関する議論の意味は失われているとの見方であった。ここで、この考え方の構造と特徴を確認しておこう。

(a) 議論の構造

(ア) 契約の清算に適した解決と契約法理の趣旨の反映

ここでは、原状回復の具体的な問題は、契約法理の趣旨によって解決されるべきことが前提とされていた。そのようにして形成されるルールが、契約の清算に適合的なものとして、解除の場合にも無効の場合にも共通に妥当すべきであると考えられていた。

(イ) 非遡及的構成を採用する必要性が失われていること

そのような解決を実現するためには、類型論の展開前は、非遡及的構成の立

場に立ち、（契約の有効性を前提として）原状回復の債権関係が契約上の債権関係と同一性をもつと解する必要があった。これに対し、類型論の展開後は、契約が無効であっても、契約法理の趣旨が反映させられており、非遡及的構成をとる必要性は失われている。

（ウ）解除の法的構成に対する消極的評価

そのことからすれば、解除の法的構成についての対立の意義は解消しており、いずれの立場に立つかの態度決定を必要とするような意味は法的構成から失われている。このようにして、解除の法的構成に対する消極的な評価がされていた。

（b）議論の特徴

以上のとおり、ここでは、契約法理の趣旨による解決を実現するために非遡及的構成を採用する必要がなくなったということから、解除の法的構成に有意な意味は失われたとの消極的な評価が導かれている。解除の法的構成には、（一定の法状況のもとで）契約法理の趣旨を反映させることを可能にするという意味が認められている一方で、それ以外の有意な意味（役割）は認められていない。ここで示されていた考え方は、契約の清算に適合的な解決とは、契約法理の趣旨の反映によって実現されるものであるとの立場を前提としたうえで、解除の法的構成の意味を上記の内容（契約法理の趣旨を反映した解決を可能にすること）に限定するものであったということができる。

4 無効の効果との関係で捉えた場合における解除の法的構成に対する見方 ——現行法のもとでの議論

以上のように、債権法改正の際には、解除の効果を無効の効果との関係で捉えた場合においても、解除の法的構成に消極的な評価を示す見方がされていた。それでは、——一定の共通ルールを導くことのできる規定（121条の2）が設けられるに至っている（第2の1（1）（b））——現行法のもとでは、この問題はどのように考えられているのだろうか。

現行法のもとで、無効の効果との関係で解除の問題を捉えた場合に解除の法的構成をどのように考えるべきかについては、そのような問題自体について議論が行われているわけではない。そこで、ここでは、そのような見方が示され

ているとみられる見解を手がかりとして、現行法のもとでの議論状況を確認していくこととする。

(1) 解除の法的構成に対する消極的評価

(a) 見解の概要

まず、現行法のもとでも、債権法改正の際に示されていた見方との間に連続性の認められる考え方が示されている。そこでは、解除にもとづく原状回復義務の問題についての説明がされる中で、「原状回復義務の性質」は、直接効果説からは不当利得返還義務、原契約変容説からは契約上の債権の変形したものと解されるという違いはあるものの、「給付利得類型については利得の原因（契約）を効果に反映させる方向で考えられているので、具体的帰結は接近する」旨が述べられている⁽⁴³⁾。

(b) 債権法改正の際に示されていた見方との連続性

ここでは、類型論の展開によって、（無効の場面であっても）「契約を効果に反映させ」ることができるようになってきていること、それによって、原状回復義務の性質が不当利得であるかどうかを問わず、「具体的帰結は接近する」ということが挙げられており、債権法改正の際に示されていた見方との間に連続性が認められる。このことからすれば、解除の法的構成に対しては、無効の効果との間で問題を捉えた場合においても消極的な評価がされているとみることができる⁽⁴⁴⁾。

(c) 法的構成に対する消極的評価が受け入れられているとみられること

このような消極的な評価に対しては、上記のとおり、債権法改正の際にも特段の異論はなく（第2の3（1）(c)）、現行法のもとでも異論が示されているわけではない。それらのことに鑑みれば、現行法のもとでも、このような見方がまずは一般的に受け入れられているものとみることができる。

(2) 解除の法的構成に対する積極的評価

以上に対し、現行法のもとで、少数ではあるが、無効の効果との関係で問題を捉えることで、解除の法的構成に対して積極的な評価を示しているとみることのできる見解も存在する。

（a）見解の概要

そのような見解としては、直接効果説の説明をする中で、「直接効果説によると、契約の遡及的失効を前提として効果を説明するという意味において、意思表示の無効及び取消し（121条参照）と共通する解釈の基盤ができることになる⁽⁴⁵⁾」とするもの、さらに、解除の法的構成についての説明をする中で、「直接効果説にたった場合には、解除による原状回復のメカニズムは、取消しによる原状回復のメカニズムと共通することになる」一方で、「非遡及構成からは、両者のメカニズムを統一的に説明することは困難である⁽⁴⁶⁾」とするものを挙げるることができる。ここでは、直接効果説によれば、無効の効果との間での「共通する解釈の基盤」が得られ、「原状回復のメカニズム」の統一的な説明が可能になる旨が述べられている。

（b）法的構成に対する積極的評価

このように、これらの見解においては、両者の具体的なルールの間にも共通性を認めるだけではなく、そのようなルールについての解釈の基盤を共通のものとし、メカニズムの統一的説明を行うためには、——両者の原状回復義務の性質の同一性が得られることとなる——直接効果説による必要がある旨が示されているといえる。このような考え方を、解除の法的構成の意味という観点から捉え直すとすれば、解除の法的構成には、無効の効果との間での解釈基盤の共通性、メカニズムの統一的説明を可能にするという意味が認められているといえる。このような意味を認めることで、解除の法的構成への積極的な評価がされているといえることができる。

もっとも、このことは、論者自身が解除の法的構成に関する議論を積極的に評価しているという意味ではない⁽⁴⁷⁾。また、上記のとおり、これらは、現行法のもとで、無効の効果との関係で捉えた場合に解除の法的構成についてどのように考えるべきかという問題についての立場として表されたものでもない。

（3）小括

以上のとおり、現行法のもとで、無効の効果との関係で捉えた場合に解除の法的構成をどのように考えるべきかという問題について、議論がされているわけではないものの、まずは、法的構成に対して消極的な評価をする見方が一般

に受け入れられているとみることができる。法的構成について積極的な評価を示しているとみることのできる見解も存在するが、それらは少数にとどまっている。

第3 本稿の問題意識と検討課題

1 現在までの議論状況の確認

以上が、解除の法的構成をめぐる現在までの議論状況である。近年では、解除の法的構成についての見解としては、通説である直接効果説に対する批判も強く、原契約変容説が有力な考え方であるとされている（第1の1）。他方で、法的構成は、少なくとも当事者間の法律関係における具体的な問題を解決するうえでは意味をもってはならず（第1の2）、解除の法的構成に関する議論に対しても消極的な評価がされる傾向にある（第1の3）。そのような消極的評価は、無効の効果との関係で解除の効果の問題を捉えた場合においても、現在、一般に、受け入れられているとみることができた（第2の4（3））。

2 解除の法的構成についての検討の必要性

しかし、解除の効果の問題を無効の効果との関係で捉えるのであれば、解除の法的構成について、再検討の必要があるのではないだろうか。

まず、無効の効果との関係で問題を捉えた場合において解除の法的構成を消極的に評価する見方とは、既に確認したとおり、契約の清算に適合的な解決とは、契約法理の趣旨の反映によって実現されるものであるとの立場を前提としたうえで、類型論の展開により、そのような解決を実現するために非遡及的構成を採用する必要性が失われたということから、法的構成の意味も失われたとするものであった。そこでは、解除の法的構成の意味は限定的に捉えられていたということができた（第2の3（3））。しかし、このような考え方は、現行法のもとで、解除の法的構成に別の意味を見出すことで、法的構成を積極的に評価していると捉えることのできる見解の存在（第2の4（2））からも明らかとなっており、ありうる見方として唯一のものではない。無効の効果との関係で問題を捉えた場合において、解除の法的構成にどのような意味を認めるべきかについては、いまだ検討の余地がある。

また、無効の効果との関係で解除の効果の問題を捉えた場合において、法的
（阪大法学）74（2-90） 424〔2024.7〕

構成について消極的に評価する見方が現在一般に受け入れられているとみられるという点も、現行法のもとで、そのような問題自体について議論がされているわけではなかった（第２の４）。債権法改正の際も、民法（債権関係）部会において示されたそのような消極的评价に対して、異論こそなかったものの、その問題について実際に議論がされていたわけではなかった（第２の３（１））。

現行法には、無効の効果について、新たな規定（121条の２）——545条との関係から、一定の共通ルールを導くことのできる規定——が設けられており、解除の効果と無効の効果との間の関係性を明らかにすべき要請は高まっている⁽⁴⁸⁾。その際には、具体的なルールの相違だけでなく、両者の体系的な位置づけが明らかにされる必要がある。そのような無効の効果との関係性を踏まえれば、解除の法的構成の問題について、あらためて議論を行うことが必要とされているのではない⁽⁴⁹⁾か。

３ 本稿の検討課題

以上のような問題意識から、本稿では、現行法のもとで、解除の法的構成の問題を無効の効果との関係で捉え直し、法的構成についてどのような立場をとるべきかという問題を検討することを目的とする⁽⁵⁰⁾。

第２節 検討の方法と対象

このようにして、解除の法的構成について検討しようとする場合、その方法としてはいくつかの可能性が考えられるが、本稿では、日本の従前の議論を取り上げて検討を行う。

解除の法的構成に関する議論に対しては、近年は、その意義が消極的に評価される傾向にあるとはいえ、これまで、いくつもの見解が主張されてきた。冒頭のとおり、それらの見解の対立は、解除によって契約が遡及的に消滅すると考えるかどうかという点が最も大きな立場の分かれ目であるとされている。しかし、第１節の内容からもうかがわれるとおり、「解除の法的構成」といっても、そこには、性質ないしレベルを異にする複数の問題が含まれうる。従前の議論を踏まえたうえで、今後の検討を行うためには、まずは、解除の法的構成に関する従前の見解（各見解）において、法的構成のもとでどのような問題が

扱われていたのか、法的構成に関する議論にはどのような意味があったのかということが明らかにされていなければならない。

そこで、本稿では、今後、解除の法的構成についてどのような立場をとるべきかという問題を検討するために必要な基礎的作業として、まず、従前の議論を取り上げ、解除の法的構成のもとでどのような問題が扱われていたか、解除の法的構成に関する議論にどのような意味があったかということを明らかにする。具体的には、現在の法的構成に関する議論枠組みが形成されたといえる1950年代頃以降の議論を主として取り上げて、分析を行う（第2章）。そのうえで、それらの議論の特徴を踏まえ、解除の法的構成について、今後、どのような立場をとるべきかという問題に関し、若干の検討を行う（第3章）。

＊ 本研究は、JSPS 科研費 JP23K12393の助成を受けたものである。

- (1) 以上について、中田裕康『契約法〔新版〕』（有斐閣、2021年）222頁以下、潮見佳男『新債権総論Ⅰ』（信山社、2017年）595頁以下、渡辺達徳編『新注釈民法（11）Ⅱ債権（4）』（有斐閣、2023年）266頁以下〔渡辺〕等。
- (2) 中田・前掲注1）222頁以下、潮見・前掲注1）595頁以下、藤岡康宏ほか『有斐閣Sシリーズ民法Ⅳ債権各論〔第5版〕』（有斐閣、2023年）58頁以下〔磯村保〕等。2017年の債権法改正前の時期のものであるが、山本敬三『民法講義Ⅳ—1 契約』（有斐閣、2005年）193頁以下も参照。
- (3) 我妻栄『債権各論上巻（民法講義Ⅴ1）』（岩波書店、1954年）188頁以下等。
- (4) 大判大正6年10月27日民録23輯1867頁、大判大正8年4月7日民録25輯558頁等。
- (5) このような評価について、北村実「解除の効果——545条をめぐる」星野英一編集代表『民法講座第5巻契約』（有斐閣、1985年）144頁以下及び148頁、民法（債権法）改正検討委員会編・後掲注30）326頁以下、中田・前掲注1）222頁等を参照。原契約変容説の代表的な見解として、山中康雄「解除の効果」『総合判例研究叢書・民法（10）』（有斐閣、1958年）137頁以下、四宮和夫『請求権競合論』（一粒社、1978年）207頁以下、平井宜雄『債権各論Ⅰ上——契約総論』（弘文堂、2008年）240頁以下等が挙げられる。
- (6) 潮見・前掲注1）611頁以下、藤岡ほか・前掲注2）63頁以下〔磯村〕、中田・前掲注1）233頁以下（非遡及的構成に立つ見解として、本文で紹介したものとして）（阪大法学）74（2-92） 426〔2024.7〕

は異なる考え方も紹介されているが（237頁以下）、非遡及的構成から自然であるのは本文のような考え方（復帰の物権変動が生じるとの考え方）であるとされている（238頁）等。

- （7） 但し、判例（直接効果説）は、解除後の第三者との関係は対抗問題として扱っている（大判昭和14年7月7日民集18巻748頁、最判昭和35年11月29日民集14巻13号2869頁）。
- （8） 前者の考え方（直接効果説）からの代表的な見解として、我妻・前掲注3）197頁以下（もっとも、ここでも、判例（注7）と同様、解除後の第三者との関係は対抗問題（177条）として処理されている）等。後者（非遡及的構成）からの代表的見解として、山中・前掲注5）155頁、165頁、211頁以下、四宮・前掲注5）206頁、広中俊雄『物権法〔第2版増補版〕』（青林書院、1987年）117頁以下等。
- （9） たとえば、近時のものとして、武川幸嗣「解除の対第三者効力論——売主保護の法的手段とその対第三者効（1）、（2・完）」法学研究78巻12号（2005年）1頁、79巻1号（2006年）61頁等。
- （10） たとえば、四宮・前掲注5）206頁等を参照。
- （11） 明文の規定は設けられていないが、使用利益についても返還が必要とされる（中田・前掲注1）228頁以下、潮見・前掲注1）606頁等）。
- （12） 一般的な基本書等では、第三者との間の法律関係が問題となる場面では、解除の法的構成とのかかわりが述べられている一方で、当事者間の原状回復関係の具体的内容が問題となる場面では、解除の法的構成に関する記述はみられない（たとえば、潮見・前掲注1）611頁以下と600頁以下、中田・前掲注1）233頁以下と227頁以下、藤岡ほか・前掲注2）63頁以下と59頁以下〔磯村〕、山本豊ほか『有斐閣アルマ民法5契約』（有斐閣、2018年）100頁以下と98頁以下〔山本〕、山野目章夫『民法概論4 債権各論』（有斐閣、2020年）59頁以下と57頁以下等）。また、解除の法的構成についてどのような立場に立つとしても、原状回復義務の内容は同様に解される旨を述べるものとして、山本敬三監修『有斐閣ストウディア民法5契約』（有斐閣、2022年）75頁〔三枝健治〕。

（もっとも、果実（・使用利益）返還の場面については、解除の法的構成への言及がされることもあるが（不当利得であるかどうかによって、189条の直接適用の有無が問題となる）、その場合も、解除の法的構成についての立場にかかわらず、結論として、果実（・使用利益）返還が必要とされる旨（189条は適用も類推適用もされない）の説明がされることが一般的である（中田・前掲注1）229頁以下等）。
- （13） 星野英一『民法概論Ⅳ（契約）〔合本新訂〕』（良書普及会、1986年）93頁以下、

論 説

内田貴『民法Ⅱ債権各論〔第3版〕』（東京大学出版会、2011年）102頁以下。

- (14) 平井・前掲注5）238頁。
- (15) 加藤雅信ほか編『日本民法施行100年記念民法学説百年史』（三省堂、1999年）477頁〔高橋眞〕。
- (16) 渡辺編・前掲注1）270頁以下〔渡辺〕等。
- (17) 以下で引用する部会資料、議事録、中間試案等の資料はすべて、法制審議会民法（債権関係）部会におけるものである。これらの資料については、法務省のウェブサイト（https://www.moj.go.jp/shingil/shingikai_saiken.html（2024年5月13日最終アクセス））を参照。
- (18) まず、議論の初期の段階において、法律行為の無効の場面は、「問題状況としては、契約が解除された場合の原状回復義務と共通する面があるため、前者の要件及び効果について規定を設ける場合には、後者の原状回復義務に関する規定との関連性にも留意する必要がある」とされており（「部会資料13-2」50頁）、その後、より具体的に、「解除による原状回復請求権の内容について、原則として、契約が無効の場合の返還請求権の範囲に関する規律〔略〕と同内容の規定を設けるものとしてはどうか」（「部会資料34」37頁）とされていた（但し、後者の資料中の表現に対しては、「無効・取消しの場合も契約の解除と同じような清算方法を原則的に考えて」いくとの方向が正確であって、このような「無効・取消しの場合の清算の基準に解除の場合を合わせるという表現は、逆」であることが指摘されていた（第39回議事録42頁〔松岡久和委員〕）。
- (19) 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案（平成25年7月4日補訂）」（以下、「中間試案」とする）第5の2及び第11の3。
- (20) 中間試案・前掲注19）第5の2（1）前段、第11の3（4）前段（但し、解除の場面については、金銭の返還の場面（同（3））とそれ以外のものの返還の場面（同（4））とが区別されており、本文で挙げたルールは、後者の場面についてのものである）。
- (21) 中間試案・前掲注19）第5の2（1）後段、第11の3（4）後段。
- (22) 無効については、無効な法律行為の効果（中間試案・前掲注19）第5の2）の箇所、有償契約以外の法律行為の場合に関する提案がされており（同第5の2（3））、解除については、（解除の箇所では、双務契約を念頭においた原則が定められたうえで（「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明（平成25年7月4日補訂）」（以下、「中間試案の補足説明」とする）436頁）、贈与の箇所、現存利益の返還で足りる旨の提案がされていた（同第36の3））。
- (23) 潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（金融財政事情研究会、2017年）30頁等。民法（債権関係）部会においても、同様の説明がされていた（「部会資料（阪大法学）74（2-94）428〔2024.7〕

料66A」36頁）。

- (24) 解除の場合の価額償還義務についても、具体的な規律を設けないこととしたのは、無効の場合の規律との平仄を合わせるとする観点からであり、価額償還義務の問題は解釈に委ねられるとされている（「部会資料68A」31頁）。そのうえで、価額償還義務についての規律は、ここでも、「原状に復させる義務」に関する規定（545条1項）によって示されているとの説明がされていた（第78回議事録47頁〔金洪周関係官〕）。
- (25) 「部会資料5－1」13頁、「部会資料5－2」85頁以下。
- (26) 「部会資料5－2」85頁。
- (27) 以上について、「部会資料5－2」85頁以下。
- (28) 改正に向けた過程では、実際に、（未履行債務について）履行を請求することができない旨の明文の規定を設けることが提案されていたが（中間試案・前掲注19）第11の3（1）、その際も、「現行法の解釈として異論のないところを明文化するものであり、いわゆる直接効果説と間接効果説の対立に関して特定の立場を採るものではない」旨の説明がされていた（中間試案の補足説明・前掲注22）138頁、139頁）。
- (29) 第4回議事録31頁〔松岡久和委員〕、同34頁〔内田貴委員〕。
- (30) 同様の見方は、民法（債権関係）部会による審議に先立ち、民法（債権法）改正検討委員会によって公表された提案における説明の中でも示されていた。そこでも、従来は、「原状回復のあるべき内容に解除の対象となっている契約そのものが作用することを、実際の解決に当たって考慮に入れるためには、解除の効果そのものに、折衷説・変容説の立場からの法的性質決定が必要であった。しかし、他方で、現在では、不当利得制度について、不当利得類型論による『給付利得』的考慮が進展し、利得原因そのものを再び不当利得制度に取り込み、その効果に反映させる具体的立場への志向が強まっている。その結果、あるべき原状回復請求権の内容を決めるために、解除の効果の法律構成についての学説対立に断を下す必要は減じている」とされていた（民法（債権法）改正検討委員会編『詳解・債権法改正の基本方針Ⅱ——契約および債権一般（１）』（商事法務、2009年）328頁）。
- (31) このような見方を示す類型論の代表的論者として、鈴木祿弥『債権法講義〔四訂版〕』（創文社、2001年）162頁以下、734頁以下（解除の効果の法的構成についての対立は、給付不当利得という概念を前提としていないということを指摘したうえで、給付利得においては、「原契約の効力の裏がえし」のような関係が生じるのであり、「間接効果説は、給付不当利得論に発展的に解消された」として、「間接効果説・直接効果説のいずれにくみするかは態度決定はこれを示す必要は

ない」とする)等。同様の見方から、学説の状況を説明するものとして、奥田昌道＝潮見佳男編『法学講義民法6 事務管理・不当利得・不法行為』(悠々社、2006年)22頁以下〔小野秀誠〕(給付利得は「表見的な法律関係の清算」を行うものであり、そこでの不当利得返還請求権は「契約法の特則」とされ、「契約法の諸規定がこの清算関係にも準用され」る。解除の法的構成についての両説の対立は、「発展的に(考え方としては間接効果説的に)解消された」とする)等。

(32) 但し、このことは、当時、直接効果説の論者自身が一般不当利得法による上記のような処理を支持していたことを必ずしも意味しない。直接効果説の論者自身は、あくまで、解除にもとづく原状回復の規定を不当利得返還義務に関する特則であると解していた(第1の1(2)(a))。もっとも、そのうえで、返還義務の具体的内容をどのように考えるかは論者によって立場が分かれていた。

(33) また、果実返還についても、不当利得法によるのであれば、給付の受領者が善意であれば、703条の特則である189条によってその取得が認められることになる。このことは、利息返還についてのルール(545条2項)との間で不均衡を生じさせることになる(当時、545条には、利息返還については、現在と同様、明文の定めがおかれていたが、果実返還についての定めはおかれていなかった)。

以下では、果実(・使用利益)返還についての議論は省略するが、議論の本質的な構造は、(給付目的物の)原物返還の不能の場合と対応している(但し、果実(・使用利益)返還については、上記のとおり、利息返還についての規定が解除の効果に関する箇所が存在していたことから、議論の具体的な展開には異なる部分がある)。

(34) 山中・前掲注5)152頁以下。

(35) 山中・前掲注5)202頁以下。

(36) 債権法の改正前には、危険負担についての原則である債務者主義(債務者危険負担)が妥当する場合(536条1項)における具体的な法律効果は、反対債務の当然消滅であると解されていた。それによれば、解除の場面でも、価額の償還ではなく、反対給付の返還請求権が失われることになる。このような規律が解除の場面の特性に即して修正されることによって、本文のように価額償還義務が認められている。

(37) 山中・前掲注5)185頁、203頁。

(38) 川村泰啓「不当利得返還請求権の諸類型(1)」判例評論76号(1965年)4頁以下、好美清光「座談会/いま、民法学は——課題と接近 報告Ⅲ債権Ⅰ不当利得の類型化」法学セミナー373号(1986年)68頁以下等。

(39) 好美・前掲注38)68頁、鈴木・前掲注31)737頁以下(536条の規定は挙げられていないが、契約の履行過程における危険負担とパラレルになるとされている)

等。また、536条の類推適用によって、双方不返還による解決（反対給付返還請求権の喪失）を支持する見解も主張されていた（加藤雅信『財産法の体系と不当利得法の構造』（有斐閣、1986年）449頁以下等）。

- (40) 鈴木・前掲注31) 162頁以下、加藤雅信『新民法大系Ⅳ契約法』（有斐閣、2007年）85頁等。
- (41) 奥田＝潮見編・前掲注31) 23頁〔小野〕。
- (42) 鈴木・前掲注31) 162頁。
- (43) 中田・前掲注1) 225頁。
- (44) 上記の引用部分のみから直ちにそのように評価することはできないが、そこでは、民法（債権法）改正検討委員会編・前掲注30) 328頁が引用されており、基本的にはそのような評価が可能であると考えられる。また、解除の法的構成に関する議論への評価としても、（その「意義を否定するものではないが」）「問題点ごとの検討をする際に複数の議論の仕方がある、という程度の意味をもつにとどまる」とされ（中田・前掲注1) 223頁）、限定的・消極的な評価が示されている。
- (45) 渡辺編・前掲注1) 269頁〔渡辺〕。
- (46) 荻野奈緒「解除の効果」法学教室454号（2018年）43頁。
- (47) たとえば、奥田昌道＝池田真朗編『法学講義民法5契約』（悠々社、2008年）100頁〔渡辺達徳〕における限定的・消極的評価を参照。
- (48) 磯村保『事例でおさえる民法 改正債権法』（有斐閣、2021年）49頁等を参照。
- (49) 無効の場合の原状回復義務と解除の場合の原状回復義務がどの点で共通し、どの点で異なるかは、121条の2の返還義務の内容がどのようなものであるかに加え、「解除による原状回復義務の法的性質をどのようなものと見るか」に依存することを指摘するものとして、磯村・前掲注48) 41頁。
- (50) なお、本稿の筆者は、解除における原状回復の具体的問題のうち、原物返還の不能の場面について、別稿で検討を行っている（中村瑞穂「契約の解除と原状回復の不能（１）～（６・完）」法学論叢185巻5号111頁、186巻1号63頁、186巻2号94頁、187巻1号43頁、187巻3号46頁、187巻6号63頁（2019年～2020年））。そこでは、現在の一般的な議論のとおり、解除の法的構成は、当事者間における原状回復の具体的問題の解決においては意味をもたないということ（本稿第1章第1節第1の2（2）（a）を前提として、双務契約における牽連性や、目的物を支配領域においていたこと等、価額償還義務（価値償還義務）が認められる根拠（具体的場面において価額償還義務を認めることのできる根拠）の問題を主として取り上げ、ドイツ法との比較法的検討を行った。そこで取り上げたドイツの議論においても、多くの見解では、解除の法的構成についての考え方は価額償還義務が認められる根拠の問題にとって意味をもっているわけではなかった。

論 説

これに対し、本稿は、解除の効果としての原状回復の問題を無効の効果との関係で捉えた場合には、法的構成について再検討の必要があるとの問題意識から、解除の法的構成について検討を行うものである。